

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人尚仁福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年9月30日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・改善に向けて積極的に取り組み、概ね適正な法人運営が行われていると認められる。
- ・内部牽制に配慮した管理運営体制の整備をされたい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>令和元年11月15日開催の評議員会から議事録作成者の氏名を記載し議事録を作成している。今後もそのように対応する。</p>
2	<p>計算書類の附属明細書について、国庫補助金等特別積立金明細書の合計が貸借対照表と一致していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い25(1))</p>	<p>今後は附属明細書の作成について、計算書類との整合性の確認を徹底する。</p>
3	<p>同一地への職員旅費のうち鉄道運賃について、異なった額が支給されているものが見受けられた。</p> <p>については、正しい鉄道運賃を求め、既に支給した旅費について、精査の上、追加支給又は返還を求めること。また、結果について報告すること。</p> <p>(旅費規程別表1)</p>	<p>精査したところ、過払いの旅費があったため、該当職員に返還を求めることとした。また、今後このようなことがないようチェック機能を強化する。</p>
4	<p>江美の郷拠点区分の江美の郷特別養護老人ホームサービス区分から障がい者事業拠点区分への拠点区分間繰入金支出について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足を生じない範囲内において、他の社会福祉</p>	<p>今後は、資金の繰入れについて、事業活動資金収支差額及び当期資金収支差額合計の金額を確認し、認められる範囲内で繰入れを行うよう徹底する。</p>

	<p>事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるので留意すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(老発第 188 号第 2 の 3 (1))</p>	
5	<p>1 件当たりのリース料総額が 300 万円を超えるファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていないかった。</p> <p>については、ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこと。</p> <p>(運用上の取扱い 8、経理規程第 49 条)</p>	<p>今後は、新規リースの都度その契約内容を確認し、適正な会計処理を行う。また、今回指摘のあった取引についても、会計処理の訂正を行う。</p>